

笠間市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

総合数値は、入札参加資格者名簿の登載期間中は変更いたしません。

2 入札参加資格者名簿の登載期間

平成31年3月31日まで（有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手続き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

3 入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（笠間市財政課契約検査室）及び本市ホームページで公表します。（名簿登載日は平成30年3月1日予定）

4 平成29・30年度建設工事入札参加資格審査における主観点数の評価項目

項目名	概要	備考
工事成績	審査の直前4年度における建設工事成績表による工事種別ごとの採点により算出します。	申請者による資料の提出は不要です。
指名停止	申請者の前年及び前々年における指名停止の件数に応じて、減点します。	同上
指名除外	申請者の前年及び前々年における指名除外の件数に応じて、減点します。	同上
建設業法第28条及び29条に基づく営業停止・許可取消等	申請者の前年及び前々年における建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく指示又は営業停止件数及び法第29条に基づく許可取消に相当すると認められる件数とします。件数に応じて、減点します。	同上
障害者雇用 (市内に本店を有する者に限る)	申請日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者を常用労働者として雇用している申請者に対して、雇用人数により加点します。	同上
優良工事表彰	申請者の前年を基準年とした過去5年間における市長表彰の受賞実績のあるものについて、受賞件数により加点します。	同上
建設業労働災害防止協会加入状況 (市内に本店を有する者に限る)	申請日現在において、建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して加点します。	同上
雇用対策 (市内に本店を有する者に限る)	① 平成30年1月1日現在で平成28年1月1日現在と比較して常用労働者が増加した場合(健康保険及び厚生年金保険に加入している者に限る)に申請者に対して加点します。 ② ①の増加した常用労働者が35歳未満の場合に申請者に対して合わせて加点します。	同上

子育て支援等 雇用環境の整備 (市内に本店 を有する者に 限る)	申請日現在において、茨城県保健福祉部子ども家庭課が実施する「子育て応援宣言」、茨城県商工労働部労働政策課が実施する「仕事と生活の調和計画」の登録又は届出(受理通知書の受領)をしている者に対して加点します。 (※重複加点はしない。)	同 上
企業立地 (市内に本店 を有する者に 限る)	平成28年4月1日以降、企業立地に関する情報を市に提供し契約成立通知がなされた場合又は地方公共団体その他公共公団が造成した市内の工業団地及び事業地に土地を購入し本社等を建設した場合に加点します。	同 上
女性の登用 (市内に本店 を有する者に 限る)	①□平成30年1月1日現在において、常用労働者に占める女性職員の比率が25%以上の場合又は、常勤の女性職員5人以上の場合に加点します。(健康保険及び厚生年金保険に加入している者に限る。)(役員及び個人事業主を除く。) ②「笠間市男女共同参画推進事業者」に認定を受けている者に加点します。	同 上
技術者 (市内に本店 を有する者に 限る)	①総合評定値通知書に記載された技術者の実数に応じて加点します。 (1)監理技術者の数×3点 (2)1級技術者((1)で評価された者を除く)の数×2点 (3)登録基幹技能者の数×1点 ②申請日現在において、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間にCPDS、建築CPDの一定の学習履歴を有している職員が在籍している場合、加点します。	同 上
社会貢献活動 (市内に本店 を有する者に 限る)	①審査基準日において、笠間市等と防災協定を締結している建設協会等の会員に加点します。 ②①のうち、平成28年1月1日から平成29年12月31日において、笠間市との防災協定に基づき実際に防災活動を行った者に加点します。	同 上
環境配慮 (市内に本店 を有する者に 限る)	申請日現在において有効なエコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、茨城県の行う茨城エコ事業所のいずれかの認証・登録されている場合に加点します。 (※重複加点はしない。)	同 上
上記に定める もののほか、必 要な事項	必要が生じた際に、入札参加資格審査委員会が別に定める。	

5 個別書類について

書 類 名	市内 業者	市外 業者	摘要
表紙 笠間市個別書類提出確認表（建設工事）	必須	必須	
納税状況等調査同意書	必須	×	
笠間市事業協同組合に係る総評点の算定方法に関する特例 要領第4条に基づく書類 （提出書類については、財政課契約検査室に ご確認ください。） TEL 0296-77-1101（内線 219）	△	△	事業協同組合で、 総評点の特例の適 用を希望する方は 必要（土木・建築・ 電気・管・舗装工 事のみ）

※ △：該当者のみ提出 ×：提出不要

※ 「市内業者」とは、笠間市内に本店又は契約を委任する支店・営業所等を有する者であり、「市外業者」とは、それ以外をいう。

6 名簿を共有する部局

- ① 笠間市市長部局（本庁及び出先機関）
- ② 笠間市教育委員会
- ③ 笠間市消防本部
- ④ 笠間市水道課
- ⑤ 笠間市立病院

（下水道課は①に含みます。）

7 提出後の留意事項

（1）申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

（委任状・履歴事項全部証明書・納税証明書・技術者経歴書等）

※変更届は、本市ホームページからダウンロードしてください。（「書類様式」で検索）

（2）申請時提出された経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れる前に最新の通知書を提出してください。（資格者名簿に登載された業者であっても、契約予定日に経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は入札に参加できません。）

（3）名簿はホームページで確認してください。総合評点についても確認していただき、不明な点等がございましたら登載日より90日以内にお問合せください。（※問合せは事前に電話で予約し、後日窓口にお越しください。電話のみの問合せは身分確認ができないため不可）

8 その他

「量水器交換業務」又は「植栽管理業務」を希望される方は別途笠間市へ役務の提供等の入札参加資格申請をしてください。

問合せ 笠間市総務部財政課契約検査室
TEL 0296-77-1101